

犯罪被害者等基本計画骨子案（３）

- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14,15,19条関係） -

重点課題

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減して二次的に精神的被害を受けることを防止することが必要である。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

基本的施策

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）

[現状認識]

平成15年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、12万3千723人に及ぶ（交通業過による被害者及び道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を含む。）。このうち、生命に被害を受けた事件の遺族はいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、多くの者が同時に精神的被害を受けていると考えられる。また、身体に対する被害（物理的外傷）はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられ、中には性犯罪の被害者（同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人）を始め、~~重度のPTSDのように重篤で難治性のものに罹患している者も少なくない~~と考えられる。なお、性犯罪のように顕著な精神的被害を与えられ、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス、福祉サービス

については、不十分であるとの指摘があり、特に精神的被害については、刑事司法関係者等はもとより、精神保健関係者においても依然として理解そのものが不十分な面があるとの指摘がある。 __

【理由】

PTSDは一部は慢性化するが短期間で自然に軽快するものもあり（「心的トラウマの理解とケア」（金吉晴、（株）じほう、2001年）、PTSDそのものが重篤で難治性のものであるとの誤解を避けるため。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第14条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための施策として、

- ・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供
- ・ 心身の状況等に応じた適切な福祉サービスの提供
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

PTSDに関する医療・福祉サービスの充実
後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実
女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実
犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成
その他医療・福祉サービスの充実

が要望されている。

〔今後講じていく施策〕

(1) PTSD対策に係る専門家の養成研修会の継続的实施等

ア 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家の養成研修会を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

イ アのPTSD対策に係る専門家の養成研修会において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実することができるか検討する。【厚生労働省】 __

【理由】

当該研修会は、地域精神保健向上の観点から医師のみならず、保健師や精神保健福祉士などを対象に幅広く基礎的な研修を実施しているものであり、構成員が要望している高度な専門家の養成研修として活用できるかどうか検討が必要であるため。

(2) PTSDの治療等のための高度な専門家の養成~~及び~~体制整備~~及び~~施設~~の増強~~に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療~~・鑑定~~等を行う専門家~~及び施設~~が不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成~~及び~~体制整備~~及び施設~~の増強に資する施策を検討し、~~4~~3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

【理由】

「鑑定」の意味が必ずしも明確ではないが、仮に司法の場における被害者の状態に関する確な診断という意味であれば、「診断」と同義であるため削除する。

また、実態把握のための調査準備、調査の実施、調査結果の解析など一連の調査・研究が必要となるが、目には見えない「こころ」を扱うこと、研究・臨床の蓄積はこれからであること等から各調査・研究はそれぞれ相当の期間が必要であると考えており、少なくとも3年は確保する必要がある。

「施設の増強」については、一般的にPTSDの診断・治療は精神科において行っているところであり、犯罪被害者を専門に診断・治療を行う施設を設置することは厚生労働省としては考えていないが、専門家の養成や、精神科における対応の充実といった観点から検討してまいりたい。

なお、厚生労働省所管の国立高度専門医療センターについては、政府の特別会計改革等の一環として事業の効率化に向けた取組を実施しているところであり、これらの機関における施設の増強・新設については慎重な対応が必要であると考えている。

(3) PTSD等に関する知識・技能を修得させる教育の促進

文部科学省において、厚生労働省の協力を得て、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、医療従事者になろうとする者の大学その他教育課程の中で必要な知識・技能を修得させるための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省】

- (4) PTSDの診断及び治療に対する係る医療保険適用の範囲の拡大
厚生労働省において、PTSDに対するの診断及び治療に関し、係る医療保険適用の範囲の拡大について検討し、科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

【理由】

PTSDに対する医療保険での対応については、構成員からCAPS（PTSD構造化面接）の保険適用や、海外で有効性が確認されている治療薬の保険適用についてご意見があったところ。

新たな医療技術を診療報酬へ導入するに当たっては、科学的根拠に基づく有効性等の評価が必要であり、学会等からの希望書に基づき、医療技術の評価を行う専門的な組織における検討を踏まえた上で、必要に応じ、診療報酬改定時に措置することとなる。

- (5) 身体救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、身体救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

【理由】

身体医療と精神的ケアの連携については、構成員より「少なくとも三次救急におきまして精神科医療をそで行えるような体制といったものをつくっていただく」との要望があったところであり、また、「身体医療」は主に救急医療であるため。

- (6) 高次脳機能障害者への支援の充実

~~ア~~厚生労働省において、高次脳機能障害者支援モデル事業の成果の全国への普及を図っていく。【厚生労働省】

~~イ~~厚生労働省において、障害者自立支援法（平成17年6月6日現在未成立）や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等に基づきより、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

【理由】

障害者自立支援法のみで高次脳機能障害者に対する支援を行っていくものではなく、モデル事業の成果の全国への普及などの他の施策とともに支援を行うことを予定しているため。当該修正を踏まえ、アの内容をイに包含させたためアを削除。

- (7) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

ア 厚生労働省において、~~犯罪被害者等を含め、長期療養を必要とする患者ががいわゆる植物状態になったことで症状が固定したとして転院を迫られる実態の有無等、犯罪等の被害により長期療養を必要としている犯罪被害者の長期療養の現状に関する必要な調査を行い、必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】~~

【理由】

~~長期療養を必要とする患者の転院の問題は、犯罪被害者、あるいは植物状態という原因のみに着目して有効な対策が講じられるものではなく、医療提供体制全般で考えられるべきものである。それについては、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で現在議論しているところであり、そこでの議論を踏まえて施策を実施することが必要であるため。~~

イ 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方について十分に検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成する。【厚生労働省】

(9) ~~少年被害者（犯罪等により被害を受けた少年）の心の診療に携わる医師の養成~~

~~厚生労働省において、平成17年3月に立ち上げた「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」において、犯罪等の被害を受けた子どもの心の診療に携わる医師の養成についても十分に検討を行う。【厚生労働省】~~

【理由】

~~(10)に包含される内容であるため。具体的には、「児童精神科医等専門家の養成」に含まれる。~~

(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を~~検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。~~【厚生労働省】

【理由】

昨年12月24日に決定された「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)において、今後5年間の目標として、「子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医(子どもの診療に関わる医師)の割合100%」等が掲げられているところであり、当該施策を着実に実施していくため。

なお、平成17年6月21日に閣議決定された「骨太の方針2005」においても、「～『子ども・子育て応援プラン』のフォローアップ等を行い、その着実な実施を図る～」とされているところである。

- (11) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施
厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、~~実態を把握し、その上で、~~性暴力被害者が利用しやすく、~~地域的な隔たりなく、~~十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

【理由】

実態の把握については、これまでの犯罪被害者等基本計画検討会や同検討会におけるヒアリング等において既にご指摘頂いているところであり、そこでのご指摘等を踏まえ、既存の施策も含めた必要な施策の実施について早急に検討していくことが重要であるため。

また、医療体制の整備にあたっては、その求められる機能に応じて、効率的に確保することが重要であり、一律に整備することは必ずしもなじまない。

- (12) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

ア 文部科学省において、患者中心の医療を実践することができる医師の養成に向けた大学教育の「モデル・コア・カリキュラム」について、医師となった後の犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、更に推進する。【文部科学省】

- イ 文部科学省において、医師の養成のための大学教育における医学心理学（児童精神医学入門）を広く学ばせる取組や家庭内暴力の臨床的研究など、少年被害者・女性被害者（犯罪等により被害を受けた女性）への適切な対応に資する取組を推進する。【文部科学省】
- (13) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等
- ア 文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成について、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に働きかけるなど促進する。【文部科学省】
- イ 文部科学省において、日本臨床心理士会が行っている被害者支援研修会等犯罪被害者等に対する支援を充実させるための取組を促進する。【文部科学省】

- (14) 犯罪被害者に係る刑事司法精神医学に精通した医療従事者・福祉関係者のあり方及びその養成のための施策の検討

厚生労働省において、警察庁及び、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、~~厚生労働省及び文部科学省において、~~犯罪の実情及び犯罪被害者に係る刑事司法精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者のあり方及びその養成のするための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【~~文部科学省・厚生労働省~~】

【理由】

「刑事司法」では具体的に何を指すのかが不明確であるところ、前回の検討会においては、司法精神医学分野において裁判に耐えられるだけの科学的な検証や診断書の作成ができる医療関係者の増加について要望があったものと認識していることから、「司法精神医学」とより対象を明確に標記するものである（議事要旨 P30,P32）。また、一般的には「司法精神医学」は加害者側の精神医学を指すことから「犯罪被害者に係る」と対象を明確にしている。

「犯罪被害者に係る司法精神医学に精通した医療関係者」と言っても、そもそもどういった人材を養成する必要があるのか明確になっておらず、当該医療関係者のあり方について検討を行った上でその養成のための施策の検討を行う必要があるため表現を修正している。

調査等に必要な期間については、現状等の調査に加え、前述のとおり、その人材のあり方や養成のための施策を検討する必要がある他、我が国においては犯罪被害者に係る司法精神医学に関する調査・研究の蓄積はこれからであること等に鑑みれば、各調査・研究はそれぞれ相当の期間が必要であるものと思料され、少なくとも3年は確保する必要がある。

なお、刑事法制については法務省が所管しているところ、法務省の施設等機関である法務総合研究所において刑事施策全般に関する総合的な調査・研究や国際的な視野に立った研究等を行っていると同っており、法務省にもご協力をお願いしたい。

(15) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】

(16) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応えうる法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(17) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において、児童福祉法の一部改正に伴い、次の施策を実施する。

ア 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】

(18) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生労働省】

(19) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や能力の強化など、学校におけ

るカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者に対する必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

イ 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの配置のほか、退職職員、保育士、民生委員など地域の人材を「子どもと親の相談員」として小学校に配置する事業を行うなど、学校内において複数の視点で子どもを守り、子どもの変化に早期に対応できる体制を充実する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育を促進し、教員に対するカウンセリングに関する研修を充実する。【文部科学省】

(20) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

(21) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

(22) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知するとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

(23) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い

厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護法に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮の充実等（基本法第19条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等は、当該犯罪等によって直接的に受ける被害に加え、その後、保護、捜査、公判等の過程で、必要にかかわらなければならない者達から配慮に欠けた対応を受けることによって、新たな精神的被害を受けることがある。こうした被害の防止への取組が必要であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第19条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、

- ・ 犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発
- ・ 専門的知識又は技能を有する職員の配置
- ・ 必要な施設の整備
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、
関係職員への研修の充実
関係職員の対応・施設の改善
弁護活動における配慮等
が要望されている。

[今後講じていく施策]

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及びそれ以降各階級の役割に応じて行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者早期支援団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害

者団体等の関係者を招聘しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官（検事）に市民感覚を学ばせるため公益的活動を行う民間団体や民間機関に派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家の養成研修会、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修~~を活用し~~~~において~~、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図~~られるかどうか検討し~~、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

【理由】

両研修会は、地域精神保健向上の観点から医師のみならず、保健師や精神保健福祉士などを対象に幅広く基礎的な研修を実施しているものであり、構成員が要望している高度な専門家の養成研修として活用ができるかどうか検討が必要であるため。

オ 厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。【厚生労働省】

カ 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための指導を実施していく。【厚生労働省】

キ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚

生労働省】

(2) 女性の捜査官の配備

警察庁において、性暴力被害者への対応等に資するよう、女性の捜査官の配備にさらに努める。

(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用

法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。【法務省】

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。【法務省】

(7) 日弁連等における自主的な研修の充実

(政府の施策ではないが)日弁連及び各弁護士会において、自主的に、犯罪被害者等の心情理解及び犯罪被害者等支援に関する弁護士への研修を充実する。

骨子案全体に関する提言

骨子案中、「必要な調査を実施し～」、「実態を把握～」、「年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施～」といった記述が見受けられるが、これらを実施するには必要な予算及び人員を確保する必要がある。

犯罪被害者等のための施策の推進については、本年4月より犯罪被害者等基本法の施行により具体化していくものと認識しているが、これらの施策の推進を確実なものとするためには上記の予算及び人員の確保が必要不可欠なものであるが、厳しい財政状況の中、各

省それぞれにおいて、人員及び予算を確保することは極めて困難であり、施策の推進に支障を来す恐れがある。

一方、6月21日、経済財政諮問会議に諮問・答申され、閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005において、「「犯罪被害者等基本計画」を平成17年中に策定するとともに、犯罪被害者等のための施策を推進する。」との記述が盛り込まれたことを踏まえ、犯罪被害者等施策の推進を着実に推進するため、内閣府において、必要な予算及び人員の枠を確保していただくようお願いしたい。